

学校体育施設利用に関する方針

【スポーツ少年団，児童生徒対象の地域クラブ，スポーツクラブ，一般団体用】

宮古島市立鏡原中学校

1 学校施設を利用する場合は、以下のことを理解の上利用すること。

(1) 学校施設は、児童生徒への教育活動を行うための施設である。利用後も、児童生徒への教育活動は行われることを理解し、丁寧を使用すること。

(2) 学校施設の施設管理者は学校長であり、学校の意向（都合）は最大限優先されることとする。ただし、施設利用について変更等がある場合は、学校はその理由を説明し調整すること。（使用日程の変更、使用許可取り消し等）

2 学校施設利用の手続き

(1) 学校施設利用者は、学校施設使用許可申請書を校長（園長）に提出する。

※学校ホームページに申請用紙が添付されているので、それを利用すること。

(2) 学校長は、使用を許可したときは、学校施設利用心得及び学校の利用条件について付することができる。

(3) 許可後、学校施設利用心得及び学校の利用条件等を守れていない場合は、使用許可を取り消すことができる。

(4) 長期間で使用する団体は、月ごとの申請とする。月をまたいで長期期間申請はできない。

(5) 複数の団体から申請があり、使用日が重なる場合は使用団体を校長が決定する。

(6) 学校行事や部活動、PTA 活動がある日時に施設の利用はできない。

3 鍵の管理（受け渡し等）

(1) 月を通じて使用する際は、団体責任者が許可書とともに体育施設鍵を学校(教頭窓口)から対面で受け取り、活動時に使用する。月末最終日使用の次の日に学校(教頭窓口)に対面で返却する。

(2) 日付指定して使用する際は、団体責任者が許可書とともに体育施設鍵を学校(教頭窓口)から対面で受け取り、活動時に使用する。許可された使用日の次の日に学校(教頭窓口)に対面で返却する。

(3) 鍵の返却が遅れたり鍵の紛失等があったりした場合は、使用許可を取り消すか利用を停止することができる。

4 使用の遵守事項

(1) 使用許可を受けた目的外に使用しないこと。

(2) 使用の許可を受けていない備品や学校施設を使用しないこと。

(3) 1 団体における同じ体育施設の利用回数は、1 週間（平日・休日を含む）に 2 回を上限とする。（学校の利用状況による）

(4) 許可を受けないで火気を使用しないこと。

(5) 許可を受けないで学校施設にはり紙をしたり、くぎ類を使用しないこと。

(6) 学校施設や備品等を損傷又は滅失したときは、直ちに校長に報告し、修繕・弁償等に向けて善処すること。

(7) 許可を受けないで物品を販売しないこと。

(8) 利用時に出たゴミは持ち帰ること。(学校施設内ゴミ箱等を利用しない)

(9) 上記以外、校長が指示したこと。

5 利用時間

【平日】

①スポーツ少年団→放課後の教育活動がない時間帯で、指導者または保護者が監督できる時間から19:30までの間で、1～3年生は1時間30分程度、4～6年生は2時間程度とする。

②児童生徒対象の民間スポーツ・文化クラブ→放課後の教育活動がない時間帯で、指導者または保護者が監督できる時間から20:30までの間で、2時間程度とする。

③一般団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19:30～22:00

【休日】

①②③ともに教育活動がない時間帯で3時間以内とする。

令和7年4月作成および実施